

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和3年12月13日

○出席委員（13名）

委員長	浜口 一利	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	奥村 敦
委員	河村 孝	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉	委員	戸上 健
委員	坂倉 広子	委員	坂倉 紀男
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・ 勢力市民課長、片岡補佐、寺田係長
- ・ 榎税務課長、濱口課長補佐、平山係長
- ・ 奥村農水商工課長、村山課長補佐、河村係長
- ・ 村林建設課長、山田課長補佐
- ・ 小竹教育長、山本教委総務課長、天田係長、岡本生涯学習課長、中村課長補佐、栗原係長
- ・ 世古定期船課長、西根課長補佐、福田課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局 長	岩井 太	次長 兼	木田 崇
議事総務係 書記	岡村 なぎさ	議事総務係長	

(午前10時00分 再開)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第34号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第35号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、議案第36号、鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正について、議案第37号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、議案第38号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、議案第39号、指定管理者の指定について（鳥羽マリターミナル）、議案第40号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外6施設）の議案7件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第34号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 おはようございます。市民課、勢力です。よろしく申し上げます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第34号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の追加等、所要の改正をしたく本提案とするものです。

改正の内容については、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第5条の2、次の第13条。

次ページ、2ページをお願いします。

2ページの第23条第1項では、法改正に伴う字句及び条項の整理をしております。

次の3ページのほうをご覧ください。

第23条第1項の次に第2項を加えております。こちらが未就学児の均等割額を2分の1減額する規定となっております。

次のページ、4ページのほうをご覧ください。

国民健康保険税の課税区分のうち介護納付金分については、未就学児は課税されておられませんので、今回の減額の対象になるのは、まず、基礎課税額、医療分と言われておりますが、こちらのほうで第23条第2項第1号となっております、まず、アのほうを見ていただきますと、こちらは7割軽減を規定しているところになっておりまして、7割軽減後の均等割額が1人当たり本来2万7,200円のところが、8,160円となりまして、そちらの2分の1で4,080円という費用になっております。

イについては、こちらは5割軽減の軽減世帯が対象になっており、2万7,200円で5割軽減になりますと1万3,600円となりまして、その2分の1、6,800円が減額の対象となります。

ウについては、均等割額2割軽減の軽減世帯が対象となっており、こちらの2割軽減後の額2万1,760円の2分の1で1万880円の軽減となっております。

エについては、それ以外ということで、軽減の対象となっていない世帯2万7,200円、丸々の2分の1で、1万3,600円の軽減を計算して国民健康保険税の計算になるということです。

続きまして、第23条第2項第2号、その下ですが、こちらについては、後期高齢者支援金等課税額、後期高齢者支援分というふうに言われていますが、こちらの1人当たりの均等割額が6,500円となっており、同号アでは、先ほどの医療分と同様、7割軽減世帯が対象となり、こちらが軽減後の均等割額が1,950円となることから、その2分の1、975円を軽減する。

イについては、5割軽減世帯で、軽減後の均等割額が3,250円となることから、その2分の1の1,625円が軽減。

ウについては、2割軽減世帯で、軽減後の均等割額が5,200円、その2分の1ですので2,600円。

エについては、軽減がきかない世帯ですので、6,500円の丸々の2分の1で3,250円を軽減する額を表記させていただいております。

第23条第2項、それ以降のページにつきましては、前段で申し上げました法改正に伴う字句及び条項の整理を行うものですので、よろしくお願いします。

この改正の施行期日は令和4年4月1日で、経過措置といたしまして、改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほうをお願いします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第34号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点まとめてお伺いします。

1点目、軽減の総額、これはどれだけになりますか。2点目、軽減される対象、これは世帯数になりますか、人数になりますか、それを教えてください。軽減になったら、3番、ここでの収入が減るわけですけれども、財源措置、これはどうなりますでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 まず、総額ですが、令和3年5月31日、本算定と言われる一番最初の課税時点というふうにさせていただいておまして、対象人数が先ほどの人数と、すみません、合わせて131人で、そのまま2分の1の1万6,850円を掛けさせていただいて、220万7,350円になるんですが、今回、1号、2号で7割軽減から2割軽減の軽減世帯数は、これより少なくなるところで、1件1人当たり、どの世帯に該当するかというのがちょっと把握しにくかったですものなので、単純に全体の世帯割から見ますと、約56万円ほどの減額はあるというふうに見込むと、先ほどの220万円から50万円引いて170万円ぐらいかなというふうに見込んでおります。

あと、財源措置ですが、令和4年4月1日から生まれた子供も含まれて対象となるんですが、11月以降に

生まれたお子さんも軽減の対象にはなるんですが、そちらのほう为国からの財源の措置がちょっとできないというふうに今の計算上なっておりますので、基本、全て国のほうから補填されます。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 はい、結構です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは、ないようですので、次に、議案第35号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 引き続き市民課です。よろしく申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

議案第35号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金等の支給額の改定及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものです。

説明のほうは新旧対照表のほうでさせていただきますので、そちらの12ページ、13ページをご覧ください。

12条のほうが第1条による改正となっております、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正するもので、出産育児一時金についてです。

出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として被用者、被保険者等が出産したときに出産に要する経済的負担を軽減するために支給されるもので、現在42万円を支給しております。

その内訳として、まず、現行のほうを見ていただきますと、40万4,000円が医療費支給に係る部分でしておりまして、残りの1万6,000円が、こちらのほうが産科医療補償制度の掛金分となっております。こちらの産科医療補償制度とは、分娩に関連して発生した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償するための補償制度となっており、補償の対象と認定された子供に対しては、最大で3,000万円の補償金が支払われる制度となっております。こちらは平成21年のほうから制度が適用されており、今回で2回目の改正となっております。

その観点から、まず、左側の改正案のほうを見ていただきますと、その下の1万6,000円が1万2,000円と今回なります。こちらは、掛金が政令により1万2,000円に引き下げられることになり、その引き下げられた4,000円分を少子化対策の観点から、本来の給付分の上の40万4,000円引き上げて40万8,000円とするものです。

こちらは、被保険者の負担軽減につながる措置となっておりますので、ご承知おきください。

施行期日については令和4年の、こちらは1月1日からで、経過措置として施行期日より前の出産について

は従前の例によるものです。

続きまして、下の13ページですが、こちらは鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正です。

何度も傷病手当金の延長はさせていただいたところですが、今年9月の議会におきまして、令和3年12月31日まで傷病手当金のご承認をいただいておりますが、このたび再度国の財政支援の適用期間について、令和4年3月31日まで延長されることになりましたので、その適用を対象とするため、再度延長させていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第35号についてご質疑はございませんか。いずれも軽減措置と期間の延長ということなんですけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第36号、鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

奥村農水商工課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第36号、鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正につきましては、産業振興と雇用促進を進展させるため、奨励措置の対象となる事業及び奨励金の額について改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表は14ページとなりますが、事前に資料を提出させていただいておりますので、そちらを中心にご説明させていただきたいと思っております。

○浜口一利委員長 お願いします。

○奥村農水商工課長 ちょっと資料にない話なんですけれども、この条例の概要ですが、市内に新たに立地する企業について雇用の効果と税収の効果、そのいずれもが高い場合に支払っていただきました固定資産税の一定額を3年間にわたって、翌年度奨励金としてお渡しするというのを規定している条例でございます。

今回は2つの側面から改正の必要が生じております。

資料のほうをご覧いただきたいのですが、1つ目は、河村議員の一般質問で、ちょうどこの改正の趣旨と合致する答弁をさせていただきました内容そのものでございます。

資料の左側、青で書かれた部分をご覧いただきたいと思っております。

本市におきまして、今後市内全域で、どのような方向性で企業誘致を進めるべきかという点について、県の担当部署へのヒアリングですとか、これまで市議会でも議論がありました漏れバケツ理論などの観点からまとめております。

上の四角ですが、県企業誘致所管部署のほうにヒアリングに行っていました。

三重県南部における企業進出の可能性についてどうでしょうという話をさせていただきましたところ、答弁にもありましたように、輸送コストが製品価格上、不利となるような製造業はちょっと厳しいんじゃないかな。

それから、大企業の支社等ですとかコールセンター、電話を受ける係ですね、そういったところも一定数の従業員を確保するために、人口規模がかなり大きいところをターゲットにしてるよですとか、そういった話をいただきました。そういったバツがついているところは、可能性が薄いんじゃないかなという話でございます。

逆に、どんな業種がいいかということで、丸がついているのが地域資源、一次産業の収穫物の加工ですとか、こちらで消費される土産物の製造とか、そういったものがないではないかというお話をいただけてきました。

次の四角ですが、観光消費の地域循環、漏れバケツ理論でございます。

丸がついているのは、先ほどとかぶりますが、地域資源（一次産業の収穫物の加工）等、地域で所得が回るもの、土産物等もしかりです。そのほか、観光産業等と関連性の高い事業所というのが、やはりいいのではないかというふうに考えております。

それから、次は、海のシリコンバレーの観点です。研究を生かした養殖産業ですとか、関連産業が立地するといいいのではないか。また、これは既に条例のほうにも規定がございますが、研究開発機関が来ていただくのもいいのではないかという話です。

それから、最後は雇用面、4つ目の四角は雇用面ですが、安定的な雇用創出ということで、常時雇用者が常駐化する業種。製造業は、これまで効果が高いので製造業をここ選ばれてきたということもございましてというのがいい方向。よくない方向は、短期雇用など、安定的な雇用が見込めない業種ですとか、鳥羽市は余り土地がございませんので、広大な土地の割に従業員が少ない業種、そういったところはよくないのではないかとというようなところで考え方をまとめさせていただきました。

続きまして、2点側面があるということで説明させていただきましたが、もう一つの側面は、右側の緑の項目でございます。

一般質問答弁の中で、平成17年度に松尾第2期工業団地への企業誘致について、公社も含めて分譲価格の引下げという点、それから、事業用借地制度の導入と10年間の賃料無料のセット、それから、誘致をさらに促進させるために全面的に見直しを行った際に、この条例の見直しも同時に議論をされまして、既にパンフレットに反映されております。

しかしながら、実際の条例改正が具体的な企業が現われ次第行うということで、ちょっと先送りになっていることが分かりました。当時改正作業が行われずに、今に至るまで改正が行われていない状況であるということが分かりました。結果的に、今に至りましては行政運営上ちょっと荒い仕事になっているというんですか、条例変えないままパンフレットに条件が変わった形で載っていて、そのままそれで企業誘致が進んできたということで、ちょっと担当課長として、現状、申し訳ないなと思っております。

この内容でございますが、現条例、一番上ですね、対象が物品の製造または研究開発の用に供する施設の建設、これは市全域のことでございます。

条件として、投下固定資産額、土地、建物、設備等の償却資産合わせて1億円以上が対象となっております。それから、2番として、常時雇用される従業員数が20人、中小企業10人以上、このいずれもを満たした場合に奨励金が支払われます。

奨励金の額ですが、固定資産税を納めていただいた翌年の支払いになるんですが、1年目は固定資産税の100%、2年目が75%、3年目が50%というのが現条例でございます。

平成17年度当時に協議がされまして、既にパンフレットに載っておりますのが製造業、学術開発研究機関は変わらずですが、「等」という文言が入りました、このときに。「等」ですと、ちょっと広過ぎるなというふうに今ちょっと思っております。

それから、①の投下固定資産額が1億円以上が5,000万円以上にこの時点で変わっております。あと、奨励金の枠も3年間とも100%補助という形でもう協議が済んでおります。

こういったことから、条例改正案でございますが、先ほどの左側の青の部分も含めまして、対象を物品の製造、研究開発、あと、こういう言葉でまとめさせていただいたんですが、「地域内経済循環の効果が高いと市長が認める事業」、こちらを今回追加させていただきたいと思っております。そういった用に供する施設の建設を市全域について対象としたいと思っております。

それから、投下固定資産額は、もう既にパンフレットに載っている5,000万円以上とさせていただき、あと奨励金の額も固定資産税に相当する額100%を3年間というふうな形で改正をさせていただきたいと思っております。

そのほか、今申し上げたことは新旧対照表のほうの2条、3条、4条のところに載っておりますが、全文にわたりまして、「工場」という文言を「工場等」という文言に定義をし直しております。

こちらは、今後どういう業種が来るか、地域内経済循環の効果が高いということで工場とも限りませんので、「等」という文言を入れさせていただきました。

最後、この資料の右、緑部分の一番下のところに「過疎法等減免後の額」という文言がございます。

これについて少し補足説明をさせていただきます。

9月の会議でお認めいただきまして、過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例というのが9月の議会のほうでお認めいただいたと思います。この過疎の条例では、製造業、情報サービス業、農林水産物販売業、旅館業の用に供する土地家屋償却資産の免除が新たに規定されたところでございます。

ということですので、過疎地域に指定されている間におきましては、この新たな条例ができましたことで、企業誘致促進条例に規定する製造業に関しましては、新たに立地されたものは、基本的に3年間固定資産税の免除となりますので、企業誘致促進条例側での奨励措置はないということでもまとめております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第36号についてご質疑はございませんか。企業誘致の方向性を新たに定めての条例改正ということなんですけれども、どうですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

資料で紹介されておる観光消費の地域循環、この漏れバケツ理論ですけれども、担当課がここに視点して、今回の条例改正のたたき台をつくられたということは、僕は大いに意欲的な点だというふうに思います。

丸3つで、こういう分野というのが書いてありますけれども、具体的に担当課の議論の中で、こういう職種を鳥羽にぜひ誘致したいものだというような具体例というのは幾つか挙がったんでしょうか。

○浜口一利委員長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 具体的にというところで、個々一つ一つ検証してきたところまでは行ってないんですが、例えばヒジキですとかアワビですとか、そういったものの加工などについても、商品を手にとって裏見てみると、製造会社が市外であることがほとんどでございます。

そういったところは、できれば、その企業さんの設備投資にも関わるところなんで、簡単ではないかもしれませんが、なるべく市内のほうでできないかなというような印象は持っております。

○戸上 健委員 なるほど。分かりました。

僕が一般質問で観光業の各旅館・ホテルのクリーニング、これは市外業者がほとんど受注しております。ですから、こういう分野、市外へ流出しているのを食い止めて、穴を埋めてほしいという主張をしました。市長も大きな穴から埋めていきたいという答弁なさいましたもので、担当課の視点と、それから意欲、これを大いに期待しておきます。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。1つお聞きします。

これ、資料の中でパンフレットに記載されてて、条例が改正されてなかったと言いましたけれども、これ、期間ってどれぐらいとおっしゃいましたか。いつからこういうふうにはパンフレット変わっていたのか。

○浜口一利委員長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 平成17年度に見直しをして、すぐに動き始めましたので、17年度中からスタートしていると思います。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 それから10年以上長きにわたって記載されていたにもかかわらず、そういう対象となるような業者というのは、なかったということよかったですか。条例が改定にはいかなかったということは、話も全くなかったということでしょうか。

○浜口一利委員長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 途中でかなり進展したお話もあったと記録にあります。そのときに、ちょうどタイミング悪いときに、土壌問題が発生して駄目になったというのが記録に残っていました。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 じゃ、それ以降なかったということやったんですね。はい、分かりました。

これ、そのときのそれ以降もこういう業者もいけますよということの周知が市でされてなかったのかどうか、何か、それからそれ以降、今に至るまで話がなかったというのは何かございますでしょうか。

○浜口一利委員長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 こちらからの誘致活動を見ますと、もうこの17年度以降、正直、いろんな業種にアプローチをしています。製造業にもこだわっていないようなアプローチの仕方をしているように感じました。

そういった形で進んできていますので、具体的には、こちらから飛び込んでいっても、正直、向こうさんの

考え方がそういうタイミングではないということがほとんどやったのかなというふうに思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ条例改正したからといって、すぐにどうこうなるというふうな状況かどうかは、ちょっと分かりませんが、このまま引き続き努力は大いに必要やと思いますので、よろしくお願いします。

○浜口一利委員長 よろしいですね。

他にございませんか。

河村委員もよろしいですか、副議長もよろしいですか。

河村委員。

○河村 孝委員 この委員会あったんで、ここの部分に、私、質問では触れなかったんですけども、もっと緩くていいというか、もっと企業さんにとって有利な条件を出そうという議論はなかったのかなというふうに思うんですけども、今の現行にそぐわしにいくというか、今の現状に合わせにいったところの条例改定だと思うんですけども、もう少し突っ込んだところで、もっとこういうふうにしたほうが企業が来やすいんじゃないのかというところの議論は、かなりありましたでしょうか。

○浜口一利委員長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 いろいろほかの市町の制度とかも見てきた中で、実は三重県のほうが企業投資促進制度というのがございまして、南部地域、伊勢市よりも南のところに製造業と地域資源活用型産業という、ちょっとぼんやりした言葉なんですけれども、そういったところを対象に、ある程度なんでも見れるよという形のものがありまして、そちらが投下償却資産額、税額ではなくて、もう設備投資した額の15%をその奨励金補助金として渡すという制度が既にございまして、これがあって、かなりもうその額大きいのが県のほうで担保されているなというふうに感じましたので、今回、市の条例のほうは、前回の流れに乗って、沿った形で進めさせていただきます。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 この企業誘致の場合、方向性いろいろ、課長、書いてもらっていますけれども、一番は市外の事業所来てもらって、新たな雇用を市内に生むということが優先順位として、僕は一番高いと思っているんです。それが定着していったって、例えば何年後かに、また固定資産税がいただけるというところには行政としてはなるとは思うんですけども、一番はそういったところでの新たな雇用を生むということが優先順位が高いと思うんで、その辺は柔軟な対応というんですか、その都度ハードルを下げるなりして、当然賃料等々のところも兼ね合い出てくると思うんで何とか、市長も思い切ってやりたいというふうに言っていたんで、何とかその辺が実現できるように前へ進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは、ないようですので……。

(「すみません」の声あり)

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 すみません。一部、先ほどの答弁のほうで追加をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 どうぞ。

○勢力市民課長 すみません。議案第34号の鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正の際に、戸上委員のほうから財源措置はというところの回答がちょっと足りていなかったと思いますので、追加させていただきたいと思えます。

○浜口一利委員長 どうぞ。

○勢力市民課長 11月以降に出産されたお子さんの分は、財源措置がなくなるというふうな答弁をさせていただいたんですけども、そのときの「国」というだけしか、ちょっと回答しておりませんでしたので、細かく正確に答弁させていただきますと、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、合わせて10割になるんですが、それが一般会計からの繰入金で補填されますので、国民健康保険税のほうとしては、全て補填されるという考え方で結構かと思えます。

低所得者の軽減、途中説明にあった7割・5割・2割軽減の世帯も同様の計算式でされておまして、そちらのほうも10月中の修正までの分が補助の対象と、補助というか交付金の対象となっており、今回も子供のほうも10月……10月は31日かな、までの分は対象となるというふうな通知が来ております。

以上です。すみませんでした。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。よく分かりました。

○浜口一利委員長 課長、ありがとうございます。

それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第37号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。
教委総務課長。

○山本教委総務課長 おはようございます。

教育委員会総務課、山本です。よろしくお願いします。

それでは、議案書の8ページ、9ページになります。

議案第37号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について説明をさせていただきます。

新旧対照表は17ページになります。

提案の理由につきましては、令和4年4月に長岡中学校を鳥羽東中学校へ統合することになりましたことから、設置条例の改正をお願いするものです。

新旧対照表の17ページをお願いします。

鳥羽市学校設置条例第2条第2号の中学校の名称及び位置を示す表から長岡中学校の項を削除します。

また、施行につきましては、令和4月1日からになります。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第37号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

以前の議会への報告と資料によると、長岡中学校を平成34年に、ですから、もう今令和3年ですから、今の時点ということになります。加茂中学校と統合するという案が提案されておりました。

何で今回東中学校ということに変わったのでしょうか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 平成27年の前の統合計画のお話でしたけれども、当時平成39年、令和9年になりますが、長岡中学校を鳥羽東中学校に統合するという計画が書かれておりました。

(「加茂中学校」の声あり)

○小竹教育長 加茂中学校ですね。失礼いたしました。加茂中学校へ統合するという計画が書かれておりました。

今回令和3年度版の統合計画の中では令和4年度、次年度4月1日付で、この案でありますように鳥羽東中学校ということですが、その経緯でいいますと、長岡中学校の校区の保護者あるいは地域の方から、長岡中学校規模が小さくなってきたので、加茂中学校と統合するという案があるけれども、加茂中学校へ行っても規模が大きくなるメリットはないのではないかという保護者からの声がありまして、地区懇談会あるいは保護者懇談会を重ねながら、もうそれなら鳥羽東中学校のほうへ統合をしたいという地域の声がありまして、その方向で検討させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 次に、2点目をお聞きしますが、長岡中学校を今回の議案では、もう廃止してしまうという議案ですわね。もう再開するということは考えていないということです。学校を廃止することによって、長岡中学校に出入りしていた地域のいろんな商店や出入り業者のことも、皆さんの営業も、これでもう遮断されてしまうということに僕はなと思うんです、地域的に見た場合ですよ。そういう弊害、地域経済への弊害、これを担当課としてはどのように検討・分析なさいましたでしょうか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 弊害と言っているのかはどうかは別にしまして、いろんな出入りの業者、例えば制服の業者等々ございますけれども、その辺のところは統合されるということで、今までの長岡中学校の制服が採用されないということが出てきておりますけれども、これにつきましては、昨年度から鳥羽市の統一制服ということで、

長岡中学校、今までの制服を着ていてもええけれども、鳥羽市全体の制服ということで標準の制服をつくりました。

これによって、鳥羽市内の現在5校ございますけれども、もう全ての中学校が来年度からこの統一制服になるということになりますので、そのところから、業者のほうにもいろいろコンテストしながら選んでいただいたということで納得していただきながら、制服については統一をしていくということになっております。

その他のことにつきましては、それぞれ地域的な学校がなくなるということの寂しさであったりとか、学校の授業、地域の行事等がうまく運営されないのではないかという疑念も心配もございましたけれども、子供たちの将来を考えたら、それが一番いいという長岡地区の方々の判断の上で、私たちもそういうふうな計画にさせていただいたというところでございます。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、中学校廃止によって地域経済にこういう影響があるという全体の分析というのは、教育委員会としてはなさっていないという理解でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 地域の経済というのは、先ほど制服のことがありましたけれども、それ以外は、特に大きな地域のそういう経済とかというところでは影響がないというふうに判断をしております。地域からもそういう声が上がってきておりませんでしたので。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 3点目ですけども、長岡中学校はいろんな場面で、これまで学校の特性とといいますか、よさが取り上げられてきました。文化ボランティア部の活動もそうで、旧の市民文化会館であったときに学校の紹介ですね。神島小学校のガイドの子供たちと一緒に、長岡中学校の文化ボランティア部の活動も紹介されました。非常に地域にとっては、ユニークで大事な存在だったと。また、そういう教育をなさってきたというふうに思うんです。

東中学校に統合されることによって、そういう地域に根差した子供たちの教育というのは、薄められるんじゃないかと僕は懸念するんですけども、そうではありませんか。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 私ども確かにそういう懸念はしております。

ただし、以前700人近く1学年でいた生徒が、もう現在100人になってきているという中でございますので、それぞれの地域で、それぞれ地域の伝統文化・行事をその子供たちだけで担っていくのは、もう既に人数的にも非常に難しいというふうに考えております。

ですので、基本的に小学校にコミュニティスクールをつくるというのを前提にさせていただいておりますが、そこで今まで以上に地域に密着した教育、あるいは地域の方に助けていただく教育をしっかりとそこでやっていきたいと。中学校になりましたら、これはある程度広い社会の中で、いろんな選択肢を選べるという多様な教育が展開できるようにということで、できるだけ1か所の学校に集めて多様な学び、多様な出会いができる

いうふうにしたいと。

ただ、それぞれ地域の中学生をお預かりするわけですから、ここでもう例えば長岡で、今もうなくなって中断してますけれども、石神さんマラソンがあるとか、そういう地域の行事には、できるだけ中学生をそこへ派遣できるような、例えば長岡の子がほかの地区の子も一緒に行こうやと言うて、長岡の石神マラソンとかに参加できるような、そんなシステムをつくって行って、できるだけ地域に貢献できるような中学生をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員、地域への意見はいろいろあるかと思いますが、子供たちの将来のためにという長岡の地区の人々の考え方でということなんで、それ以上……そこをご理解ください。

○戸上 健委員 はい、分かりました。

委員長のアドバイスといいますか、ご指摘は僕もそれは理解しますが、少人数学級だから教育にそこが出るという理論については、僕は合点しません。以前の一般質問で取り上げた側面です。

それから、切磋琢磨論もありますし、友だちがたくさんできるということもありますけれども、少人数の中学校で貴重な取組というのは当然あって、人数がたくさん寄らなければ、それが阻害されるということには、僕はくみしません。

以上です。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、次に、議案第38号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

定期船課長。

○世古定期船課長 定期船課、世古です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の10ページをお願いします。

議案第38号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正についてです。

提案理由につきましては、荷物運賃の料金徴収及び取扱い事務の適正化を図るため、運航区間に関する規定の整理及び特殊荷物の区分について、所要の改正をいたしたく本提案とするものでございます。

主な改正内容につきましては、荷物運賃が規定されています別表第2の特殊手荷物の区分を見直すほか、区間、距離を航路に一部改正するものです。

手荷物のうち小児用車両及びリヤカーにつきましては、近年取扱いがほとんどないため削除します。

一方、キャリーカートにつきましては、平成14年1月から釣り客が携行するキャリーカートを対象に、運賃を徴収するために特殊手荷物に追加された経緯があります。しかし、追加した当時と比較しますと、キャリーカートの多種多様化が進むとともに、様々な形状や寸法のもが増加しているほか、釣り客以外、業者さんであるとか、観光客の方等で使用する人が増加してきて、その取扱いに大変苦慮しているところです。

このため、公平かつ公正な料金徴収及び取扱い事務の適正化を図るため、キャリーカートを削除します。削除したキャリーカートの今後の取扱いにつきましては、手荷物の範囲、3点の和が200センチ以下、かつ重

量が30キログラム以下を超えた場合、別表、小荷物及び貨物に規定する運賃を徴収する方法に取扱いを変更するものです。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますので、新旧対照表の18ページをお願いします。

別表第2（第6条関係）荷物運賃。

1、手荷物の区分にある小児用車両、キャリーカート及びリヤカーを削除するほか、区間を航路に一部改正するものです。

また、備考としまして、1に、原動機付自転車及び自転車の定義を、2に、離島間における運賃適用に関する事項を追加しております。

続きまして、19ページから20ページをお願いします。

同じく別表第2のタイトル、「小荷物及び貨物運賃」を「小荷物及び貨物」、「距離」を「航路」に一部改正するものです。

また、「注釈」を「備考」に改正するとともに、備考2に「離島間における運賃適用に関する事項」を、3では「別表で規定している容積または重量を超える場合の運賃に関する事項」を追加しております。

この条例の施行期日は令和4年4月1日です。

なお、当議案の上程に際し、市長から各離島の代表者の方々が委員となっております定期航路事業運営審議会に対し、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正に関する諮問があり、審議の結果、今回の一部改正案どおりという答申をいただいているところです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第38号についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、お聞きします。

これ、今キャリーが多分たくさん増えていますが、今までの小荷物じゃなくて、その中でキャリーを外すということやと思うんですけども、今回、大体3辺の和が200って大体どれぐらいの大きさか、ざっとどれぐらいの大きさというのはあるんですか、何か基準というのは。基準は何、どれぐらいのものか。

○浜口一利委員長 福田課長補佐。

○福田課長補佐 定期船課の福田です。

濱口議員のご質問にお答えします。

基準は、縦・横・長さの3辺の和が200センチかつ30キロという重さの基準となっております。

○浜口一利委員長 一応測ってな。

○福田課長補佐 はい、そうです。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 大体どのぐらいのものかというのが、どれぐらいのものが相当される。その料金払ってくださいますよというのが分かりやすく。

○浜口一利委員長 福田課長補佐。

○福田課長補佐 日常的に離島の方が持っているキャリーカートとか荷物を積まれとるもの、あと、釣りの人が持ってみえるキャリーカート、これはほとんどがその範囲に収まっているものだと思います。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 じゃ、それよりも大きなものが対象となるということですね。そうしますと、それが対象になるかどうかというのを、もちろん、今までですとキャリー、料金払っていたと思うんです、釣りの方。それ、きちんと今後分かるように何か掲示をされるということでもよろしかったんですか。

○浜口一利委員長 福田課長補佐。

○福田課長補佐 はい、そのとおりです。

寸法は、担当の係、棧橋の者が計測するスケールやったり持ってですね。重さに関しては、専用のはかり台を一応用意する予定であります。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 しばらくは、ちょっと周知徹底は必要やと思います。非常にちょっとざくっといくと分かりにくいような説明でしたので、それをしっかりと今後周知していただきたいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません。キャリーカート、小児用車両については、手荷物としての判断基準で判断をしていくというようなご説明だったと思うんですけれども、リヤカーは余りご利用もないかなということで削除というような説明だったように思うんですけれども、もしリヤカーを引っ張られて乗られようとする方がお見えになられた場合は、どうされるかというのは決まってるんですか。

○浜口一利委員長 福田課長補佐。

○福田課長補佐 リヤカーがもし来た場合、もう先ほどと同じとおり、3辺の和と重量で貨物料金としていただくことになります。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ということですよ。恐らくは3辺の和、200センチは超えてくるだろうということで、恐らくは料金をいただくような方向で判断するということですね。分かりました。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 私もちよっと質問あるんやけれども、代わってもうて。

(委員長交代)

○瀬崎副委員長 では、委員長。

○浜口一利委員 釣り客のキャリーカート、その中でも、小さいやつは金取らずに、大きいやつだけ金取るということですか。そういう具体的に実行しようとする、そういうことになると思うんですけれども。

○瀬崎副委員長 はい。

○福田課長補佐 はい、そのとおりです。

○浜口一利委員 余計大変になると思うやけどな。結構クーラーボックス2つ積み重ねて、その上にリュック

置いてペットボトルまで、食べ物まで皆持ってくるようになってくるとき、もう本当に大変なことになってしまう状況なんですけれども、それも承知しての考え方で、なかなかちょっと理解し難いところはあるんですけども、そのあたりどうですか。

○瀬崎副委員長 はい、どうぞ。

○福田課長補佐 確かにその判断基準というのは、現場では、寸法とか見て難しくなることはあると思うんですけども、それも含めて栈橋の業務員や船員等で調整しながら、なるべくそこで足止めしたりしないように判断していきたいと思います。

○瀬崎副委員長 委員長。

○浜口一利委員 きっちり整理した上で、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、なかなか難しいと思ひけれども、きっちりやってください。

以上です。

○瀬崎副委員長 では、戻します。

(委員長交代)

○浜口一利委員長 他にございませぬか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第39号、指定管理者の指定について(鳥羽マリターミナル)について、担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○村林建設課長 建設課長の村林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書14ページをお願ひいたします。

議案第39号、指定管理者の指定について(鳥羽マリターミナル)でございます。

次のとおり、地方自治法第244条の第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決をお願ひするものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、鳥羽マリターミナル。指定管理者は、鳥羽市鳥羽一丁目2383番地の42。一般財団法人鳥羽市開発公社副理事長立花 充。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしましては、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によりまして、指定管理者を指定したく、本提案とするものでございます。

それでは、鳥羽マリターミナルの指定管理者の指定について経緯をまとめた別紙資料がございますので、そちらをご確認ください。

では、担当よりその説明をさせていただきます。

○浜口一利委員長 山田課長補佐、どうぞ。

○山田課長補佐 建設課課長補佐、山田です。よろしくお願ひします。

では、事前に配付させていただいた資料をご確認ください。

簡単に経緯と指定管理者の募集の目的、施設の管理運営方針、選定スケジュール、鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会について、指定管理料の上限、指定管理候補者の概要という形でまとめさせていただきましたので、ちょっとお時間をください。

まず、経緯について説明させていただきます。

平成29年4月1日から5年間の委託契約を結び、鳥羽マリナーミナルの指定管理を一般財団法人鳥羽市開発公社に委託していますが、令和4年3月31日をもって契約満了となることから、次期契約に向けた準備を行いました。本年10月に指定管理者の公募を行った結果、2団体からの申請があり、鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会において提案内容を審査した結果、指定管理者が選定されましたので、指定することにより、議会の議決を求めるものとなっています。

募集の目的ですけれども、鳥羽マリナーミナルは、旅客船利用者の利便を図るとともに、海に親しみながら市民や観光客が集い、交流できる空間を提供することを目的に設置された施設であります。鳥羽市では、平成19年度から指定管理者制を導入しており、サービスの向上と施設の効果的・効率的運営を行うため、指定管理者を募集しました。

マリナーミナルの管理運営方針なんですけれども、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営経費等の節減を図ることとしています。

基本方針と維持管理運営方針、2つありまして、まず、基本方針については、指定管理者は、先ほど述べた設置理念に基づき管理運営を行うこととする。

維持管理運営方針、4つありまして、1つ目が質の高いサービスの提供と効率的な業務の遂行により、マリナーミナルの特性を最大限活用できるよう、創意工夫に基づく効果的な管理運営を目指すこととする。

2つ目が、市民や利用者の意見・要望等を真摯に受け止め、利用者のサービス向上に努め、施設の利用促進を図ることとする。

3つ目が、マリナーミナルの施設・設備の内容を十分に把握した上で、施設・設備を清潔かつ機能を正常に保持し、利用者に快適で安全な利用を提供することができるよう適正な管理運営及び維持管理を行うこととする。

4つ目が、マリナーミナル内の交流広場等でのぎわいの創出を行うため、イベント等の自主事業を積極的に実施して、集客やマリナーミナル利用者の利便向上に努めることとする。

これが施設の運営方針となっています。

この選定に当たったスケジュールなんですけれども、本年10月1日に広報とば及びホームページにおいて募集の周知を開始しました。10月12日に現地説明会を行ったところ、市内外から3団体に参加しています。同じく10月21日に質問に対する回答を行いました。この回答については、31項目の質問がありましたので、それを回答させていただいています。11月9日に、結局、2団体から申請がありましたので、プレゼンテーションを実施しました。

公の施設に係る指定管理者選定委員会なんですけれども、まず、9月15日に事前会議を行いまして、スケジュール、募集要項や業務仕様書、評価基準等について検討を行い、11月9日に選定委員会を開催して、事

業計画書、その他申請書類一式、プレゼンテーション、質疑を基に、評価項目ごとにあらかじめ設定した採点表を用いて、5人の選定委員によって5段階で評価しております。各自100点の持ち点となっていて、選定結果については、一般財団法人鳥羽市開発公社が416点、三幸・三重スポーツコミュニケーションズ共同事業体が404点という結果になりました。

指定管理料の上限なんですけれども、去る9月の市議会会議において、鳥羽マリナーミナル選定管理業務の債務負担行為の上程させていただき、令和3年度から令和6年までの期間において限度額4,350万円を認めていただきましたので、3年間で4,350万円が上限となっています。

指定管理者開発公社の概要ですけれども、こちらはもう皆さんご存じのとおりやと思いますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお祈いします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第39号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。これ、選定に当たって2社が応募されて、開発公社が416点ということで決まったと思うんですけれども、今回審査に当たって重きを置いた点と、この開発公社が優れた点、どの辺が優れて、これになったのか、ちょっと言える範囲で教えてください。

○浜口一利委員長 山田課長補佐。

○山田課長補佐 お答えします。

マリナーミナルの目的は、維持管理と集客、あと、イベントになってくると思います。

どちらかというと、粛々と維持管理、保守点検等を行っていくことが一番大事だと考えていますので、それプラス、どういうイベントの提案があったかという形で審査したところ、この点数が開きがないことが分かるように余り差がなかったんです。

当然、公社としても今までの実績があつて、何ら落ち度がありませんし、維持管理も適切に行っていましたので、かつイベントに関しても、議員の皆さんもご存じだと思いますけれども、マルシェを行ったりとか、公社としても頑張っておるところあります。

三幸さんとしても、やっぱり民間としてのそういうイベントの提案とかは非常に優れた点はあったんですけども、厳正な審査を行ったところ、この僅差でこういう結果になったということになります。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ、そこで選定委員の方が公平なる審査の結果、そういうふう維持管理に重きを置いて、そういうふうなところになったということですが、選定委員のメンバーって、これ、どんな方が入って、公表できるんですか、大丈夫ですか。

○浜口一利委員長 山田課長補佐。

○山田課長補佐 ちょっとお待ちください。委員長が総務課防災危機管理の寺本副参事、残り4名が企画財政課

の横田課長補佐、観光課の永野課長補佐、定期船課の西根補佐、私になっています。

なぜ課長補佐になったかといいますと、公社の理事として各課長が上がっていますので、前年の運動施設の指定管理の選定委員会も外れて他の課長になったという経緯もありましたので、今回は、もう事前に公社が手を挙げてきたという段階でそういうメンバー選定になりました。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。

公社の理事に入っている方は外して、今回きちんと委員を選定して審査をしたということですね。分かりました。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第40号、指定管理者の指定について(鳥羽市民体育館外6施設)、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 生涯学習課の岡本です。よろしくお願いします。

それでは、議案第40号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提出議案の15ページをお願いします。

本議案につきましては、令和4年4月1日からの鳥羽市民体育館外6施設の運動施設におきます指定管理者による運営管理に関しまして、指定管理者の候補者を選定いたしましたことから、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称といたしましては、鳥羽市民体育館、鳥羽中央公園野球場、鳥羽中央公園庭球場、鳥羽中央公園多目的グラウンド、鳥羽中央公園相撲場、鳥羽中央公園水泳プール、鳥羽市武道館の7施設です。

指定管理者は、東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4、三幸株式会社代表取締役橋本有史。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

それでは、事前に配付させていただきました資料のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、1番の経緯でございますけれども、現在、鳥羽市民体育館外6施設の指定管理の基本協定が令和4年3月31日をもって満了となるため、新たな指定管理者の候補者を選定するに当たり、令和3年10月1日から公募させていただきました。

現在の指定管理者であります三幸株式会社1社から指定管理者指定申請書の提出を受けております。

指定管理者を募集する目的、それと施設の管理運営方針は、2番から3番に記載させていただいておりますけれども、本市が持っている運動施設につきましては、民間能力を活用しながら市民サービスの向上、効率的な施設運営をすることで施設の効用を最大限に発揮するものとしております。

また、選定に係りますスケジュールや選定結果につきましては、4番と5番のところにお示しをさせていただいておりますけれども、11月9日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、候補者からのプレゼンテーション、それと提出書類、経営状態等も考慮しながら、評価項目ごとに審査をいたしました。

審査結果といたしましては、あらかじめ設定していた基準点をクリアしたものとなっております。

6番の指定管理者の上限額は、令和4年度から令和6年度までの3か年でありまして、1億800万円と設定しております。これにつきましては、令和3年度の鳥羽市一般会計補正予算（第7号）で市運動施設指定管理業務に係ります債務負担行為補正といたしまして、既にご承認をいただいております。

最後の7番でございますけれども、指定管理者候補者の概要といたしまして、法人の規模のほか、県内近隣市が持つ運動施設の指定管理に携わっている実績を書かさせていただいております。

今までに培ってきた経験、実績が豊富な候補者であるということをし添えさせていただきまして、議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第40号についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。順々にお聞きます。この772点、1社しかなかった中で三幸さん772点されていますけれども、基準点がどれぐらいかちょっと分からないんですけれども、選定した担当課としては、これは高いのか低いのかというのは、大体基準として予想したところよりもどんな感じなんでしょうか。1社しかなかったので、ちょっと教えてください。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 この選定に当たりましては、この評価点というのが1人当たり200点を持ってきて、5人、1000点満点で、一応この基準というのは600点なんですわ。1000点中の600点が基準でありまして、結果として700点は超えているということで、いい点かなと。ほぼその評価としては高いほうかなというふうには考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 評価としては高いというふうなお話でした。

これ、同じように選定委員、もし教えていただけるんやったら。大丈夫ですか、どんな方々か。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 この件につきましては、鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱というのがございまして、その中の委員としましては、副市長、会計管理者、企画財政課長、総務課長、公の施設を所管する課長というふうになっております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。ありがとうございました。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 何点かお聞きします。

初めて指定管理者が代わって、ここ何か月かで次の3年間をという契約のところだと思いますので、ちょっと丁寧に聞かせていただきたいんですけども、前回の指定管理者の指定について、三幸さんが出て、その辺の基本コンセプトとか、サービス向上のための方策等々目標みたいなものを掲げて、課長説明があったと思うんですけども、その辺を所管の担当課として、どのようにクリアできて、この何か月間の間にですね。まだ1年届いてないんですけども、どのようにクリアできて、逆にどの辺がクリアできなかったのか。また、市民の声として、指定管理者が代わったことによって、こういうふうにはサービス向上されたという生の声がどういふふうには届いて、逆にどういうところ、ちょっと不便になったわというところを担当課としてどのように把握されているのか、ちょっと説明をしていただけますでしょうか。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 昨年この指定管理始まったことに……現令和3年度ですね、始まったことで、選定の中で具体的な取組として18の項目を取り上げていたと思います。

今のところ、やっぱり実績を見ていくと、その18のうち半分が一応達成した。例えば無料Wi-Fiの設置とか、あと、基本的ではありますけれども、サービス向上の職員研修とか、あと、適正な利用許可業務とか、そういうふうな適正にやるということを目指して掲げていまして、約半分は達成をしております。まだ約半年ちょっと過ぎたというところで、期間的にもちょっと短いかというふうに思うんで、その業務に関しましては、毎月1回運営会議というのを開催させていただいてまして、うちの生涯学習課と三幸さんと一応綿密な打ち合わせをさせていただいております。

市民の声というところなんですけれども、10月に、実際、市民の方に対してアンケートを行っておりまして、協力していただいた175件ということなんですよね。その中で一応見ていくと、例えばスタッフの対応は、結構いいということで、97%の方から回答をいただいておりますし、施設全体の満足度というのも91%というのが回答をいただいております。

ただ、施設の満足度につきましては、やっぱり物理的な初めからの問題というのがありまして、例えばメインアリーナのほうに行くには入り口から大分距離があるとか、やっぱり、そういう声も多少なり聞かせていただいておりますということなんです。以上でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 おおむねアンケートの内容も良好だったというところでもありますけれども、ほかの議員さんもそうなのと違うのかなと。あちこちいろんな話は出ていると思います。それもコミュニケーション不足からくるスタッフとの対応の行き違いであったりだということだとは思うんですけども、当然、指定管理の業務仕様書にも、市民や利用者の視点に立った管理運営を行うものとしめるとか、運動施設が持つ様々な機能を十分に発揮させて、市民が利用しやすいようにサービスの向上に努めるものとするというところで、やっぱり市民が一番じゃなくちゃいかんと思うんですけども、

そういうところの理念をきちっと理解されているところが指定管理としてふさわしいと思うんで、引き続き所管の担当課として、この議案が通ったならば、ぜひ市民の声をしっかり聞いて対応してもらえるようにとい

うところは、引き続きやっていただきたいなというふうに思いますけれども、課長、いかがですか。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、やはり公の施設、市民の方がいかに気持ちよく使っていただくかというのが第一にあるんで、そこは毎月、毎月といわず、何かあれば随時話し合いのほうもしていくという形で、そういう体制を取っていきたいと思います。

以上でございます。

○河村 孝委員 以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

市民体育館を利用なすった市内の団体の責任者から私のところに苦情がありました。

その内容は、9時からその団体が使うと。その準備をしたいんで、30分ぐらい前に準備作業に入りたいということで行ったけれども、それは拒否されたと。これまでであれば、開会の30分前に行って準備作業ができた。この指定管理になってできなかったということです。

先ほど課長は、サービスの向上というふうにおっしゃいましたけれども、サービスの後退ではありませんか。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長 すみません。委員おっしゃられるとおり、準備で、まず、することができなかったというのは、ちょっとそういうことを私今初めて聞かさせていただいたんですけれども、ちょっと指定管理者のほうともう一度話し合いのほうをさせていただいて、やはり最善策というのをもう一回考えていきたいなというふうには考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議会に提出された経営理念ですね。この三幸の「お客様の幸せ」、常にお客様の立場に立つということを言うております。

○浜口一利委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 生涯学習課課長補佐の中村です。

1点、これ条例の確認だけのことなんですけれども、一応条例上は朝9時から夜21時まで、体育館の場合ですと。そういった形で運営を行っております。

大会とかイベントの際には、どうしても前日の準備含めた朝の準備もあって、そういった場合は主催者と話をして、例えば朝の時間帯を少し早めに開けたりとかというのがあるんですけれども、今のところ、日常の使われている団体がイベントのときなのか、日常的なものなのかちょっと分からないんですけれども、日常的に利用していただいている団体の皆さんには、一応条例どおり9時からの開場といいましようか、職員もそれに合わせて体育館を開けたりとかしますので、9時から開始というような形で、管理者と私どもの担当課と話をしながら、今のところは運営を行っているというような状況です。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ご相談があったのは高齢者の団体のイベントです。ですから、準備がかかるんだけれども、うちは9時からになっていますということでシャットアウトされたということです。これまでだったら、市はそのあたりの便宜は、準備にそれは30分かかるだろうということで払ってきたはずなんです。

指定管理制度になって、さらにサービスが向上するかと思いきや、逆転現象が起こるとるわけで、そういう点を市民から見てですよ、指定管理になって不便になったということが言われないように、担当課としては、これまで以上に気配りをしてほしいというふうに思うんです。

ちょっと話始めたけれども、指定管理した事業者の経営理念「お客様の幸せ」と、これはトップに来とるわけやろ。そしたら、9時からということで従業員のいろんなことがあるだろうけれども、経営理念に即して対応せえということを担当課としては指導したってほしいというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 この件については、よろしくお願いします。

教育長。

○小竹教育長 教育長、小竹です。

先ほどおっしゃったように、サービスの向上というのが非常に大事なことでございます。

ただ、今補佐が言いましたように、条例に沿った形で運営していくというのは、これは基本中の基本でございますので当然のことですけれども、それぞれの団体様から個別のご相談があれば、事前の協議に応じるという形を取らせていただきたいというふうに思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 この中央公園の施設については、やはり市民が集まってもらうという大きな利便があるということなんで、そのあたりも含めて、いろいろあろうかと思えますけれども、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に入る前に委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

それでは、ないようですので、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第34号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立

を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号、鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第37号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第38号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第39号、指定管理者の指定について(鳥羽マリナーミナル)、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第39号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第40号、指定管理者の指定について(鳥羽市民体育館外6施設)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それではここで、私の方から委員の皆様にご挨拶をさせていただきたい事項がございますので、説明員の皆様はご退席をお願いします。

退席次第、すぐ始めます。

私のほうから、まず1点目なのですが、先日、片岡委員のほうから河内ダムの現場視察を行政常任委員会で行ったかどうかという提案がございました。

そこで、事務局にて志摩建設事務所と日程調整を行った結果、12月22日水曜日、午後2時より現地視察を受け入れていただけることになりましたんですけれども、この事業については、市民の要望の中で実現した事業ですもんで、行政常任委員会で視察を行うということにしたわけなんですけれども、本来ですと、皆様方に諮っていただいてという調整をするところなんですけれども、志摩建設事務所との調整があるということで、このように決定させていただいて後ほどという、委員会が今日でしたもんで、そのような結果になったんですけれども、このことについてどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**浜口一利委員長** 順序、ちょっと少し逆にはなったんですけれども、そのことはご了承をお願いしたいと思います。

日程については、12月22日水曜日、雨天決行。午後1時30分に市役所玄関前集合、事務局の送迎の中で午後2時から河内公民館で説明を受け、その後河内ダムの現場視察となります。当日は汚れてもいい服装でお越しください。

まず、改めてですけれども、事務局のほうからメールで通知をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目なんですけれども、所管事務調査の件なんですけれども、現在、議会改革推進特別委員会において議会基本条例の見直しを行っております。

皆様方もご承知のとおり、3月会議での条例改正を目指す本当にタイトなスケジュールとなっており、所管事務調査との並行が困難であるようには思っているんですけれども、そこで、令和3年度での行政常任委員会における政策提言等実施の検討については、一旦ちょっと保留ということで、令和4年度へ持ち越してもいいと思うところなんですけれども、私も大変所管事務調査をやらなあかんということで、忙しい中をいろいろ懸命に取り組んでいただいたところなんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

これまで議会改革のほうに重きを置いて、所管事務調査については、令和4年度について政策提言というようなことでどうでしょうかということなんですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**浜口一利委員長** それでは、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

私のほうからはそうなんですけれども、他に、このような機会ですもんで、何かございましたら。

河村委員。

○**河村 孝委員** 今日の委員会の休憩中に、議長から中世古委員に対して注意がありました。

内容としては、委員会の審査にもかかわらず議案書を開いていない。資料、タブレットも見えていないということで、また今日ありました。先日、せんだっての予算決算常任委員会においても同じようなことがあり、こ

れまでのそれぞれの委員会でもそういうことがずっと続いております。議長が今日横から見とって、見るに見かねて、議長の優しさなんでしょうけれども、放送外でそのような注意をされました。もう今まで議長は何度も何度もそこについて本人に注意を与えています。

本来なら、じゃ、何の審査をしとんのやと、何のための賛成・反対の表明なんやというところで、資料を見ない、議案書を見ないで審査ができるわけないんです、本来ならば。

ならば、そこは委員会を止めて、本人がその体制に着くのを待つのかという議論になってしまうと思うんですけども、それでは、市民の不利益にもなるというところで、それぞれの委員長、粛々と進めてこられたのが実情だと思います。

じゃ、このままでいいのかということをお皆さんに議論していただきたいと思うんですけども、私としては委員会での出来事でありますので、それぞれの委員長から中世古議員に対して厳重に注意をしていただくというところは、やっていただきたいと思うんですけども、皆さんのお考えをお聞かせ願えますか。

○浜口一利委員長 ただいま河村委員のほうからの意見ということなんですけれども、これについては、大変重い問題かと思えます。

議員として本当に基本的なことができていない状況が見受けられるということで、せんだっては辞職勧告決議もさせていただいたところなんですけれども、それ以降もというような状況が続いているということなんです、やはり、このあたりはしっかり、議会としてということになってしまうとは思うんですけども、そのあたりの河村委員の言われた点についてご意見があれば。

私も委員長として議事進行の都合上進めさせてもらってはいたところなんですけれども、議長の言われるところというのは本当に、本当は自分は、そのような大変重いものがあると思えます。どのように対処したらよろしいでしょうか。

山本委員。

○山本哲也委員 どのようにということやと思うんですけども、今、河村副議長からも提案がありましたけれども、基本的に資料とか開けることもなく、違う別の資料を開けながら審議に参加、委員会にしとるということもまずもって、参加するところの舞台上に立ててないところについては、やっぱり、各委員長のほうからしっかりと処分をしていただきたいというのがまず1点と、中世古委員に限りましては、我々が出したところの辞職勧告というところを受けずに、粛々とという言葉を使いながら、議員を続けさせていただくというところで、どういう格好で続けていくかということを見せていかなあかんところやとは思うんですけども、それが、今現状そういうふうになってないところはしっかり受け止めていただいて、辞職勧告を受けながらも続けておるんやったら、それなりのものを見せてもらわんと、我々も納得できひんのかなというふうに思いますんで、そのためにも、やっぱり、もう一度各委員長さんのほうから、しっかりと委員会のほうに参加ができてない状況やと思えますんで、その資料とかということを我々多分横におる皆さんも気を使ってあげとったというのが多分正直なところやとは思うんで、そこはもうやめて、しっかりその辺は委員長のほうからもしっかり注意していただきながら、できてないところは、できてないというところで注意していただくのもいいのかなとは思いますが、そういった甘さではないですけども、目つぶとった部分というのは、つぶらんでもいいのかなというふうには思いますけど。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 予算決算の常任委員長としても、横からちょっと距離はあったんですけども、なかなか思うように、きちんと自分の今審議している書類を見ていなかったり、違う書類を出したりというところが見受けられますので、その辺に関しては、十分に議員としてのきちんとしたことをやってもらうということも含めて、嚴重注意というところが必要なというふうには考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。今日も見させていただいたんですけども、前回辞職勧告の決議をさせていただいたときは、税金の滞納のところから確認のところ等々があったかと思うんですけども、この12月において、予算決算常任委員会と行政常任委員会に関して言わせていただくと、その部分は仕事の部分だと思しますので、仕事ができないというところは、また前回とは違う問題で、ここは本当にしっかりとそのところは自分の仕事として、きちんと審議のところに関わっていただきたいなと思いますので、その辺のところは本人も含めて、今後しっかりとやっていただければなと思います。

○浜口一利委員長 私も委員長として今日についても、以前からそうなんですけれども、なかなか資料もそろえてない中で委員会を始めるというのは、本当にその前に、当然、嚴重注意というのが必要というのは分かるんですけども、中世古委員、いつもそうなんですけれども、いや、立んでもええわ。資料をどんなん持ってくるというのがちょっと分からんのか、どうや。はっきりここで言うてさ、結局、分からないようであれば、もう自分で考えなあかん。

○中世古 泉委員 今日の場合もちょっと体調不良で直前にも……。

(「マイク」の声あり)

○中世古 泉委員 すみません。ちょっと体調が悪かったもんですから、トイレのほうへ行ったり、ちょっといろいろそちらのほうに時間取られてしまって。来るまでそうでもなかったんですけども、来たら来たで急に何か具合が悪くなって、今も直前までトイレに行ったり……。

○浜口一利委員長 もう分かった、分かりました。

○中世古 泉委員 行ってしまいましたので、すみません。

○浜口一利委員長 もう何回でも同じような、このような状況なんで、改善の態度が、態度というか改善の余地が見えない。本当にきつい言葉かも分かりませんが、能力がないというような判断をさせてもらいたい、もらうぐらい、本当に皆全員考えているということなんで、このことについては、また委員会はどんなことがいいのかどうかというのは、また話はさせていただきたいとは思いますが、どんなのがいいかちょっとまだ分からないところなんですけれども。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕も何回も言うもんで、もう言いたくないんですけども、体調不良と議案書を持ってこない。予算委員会も僕の隣やったもんで、予算書持ってこんと、それで事務局から余分なものを、何というか、借りたわけやろ。予算委員会でき、予算書を持ってこんと、どうやって市民の暮らしや、そういうものをさ、審議

するの。そこからもう全然そういう議員の自覚というのが、僕はもう100%ないというふうに思うんですわ。

それで、じゃ、勧告決議を本人がまともに、それは議会の全会一致の議決を正面から真摯に受け止めとらんと僕は思うんですわ。そういう人が議員を続けてると、同席するということについても全くおかしいし、鳥羽市議会は何しとるんやということを市民から、僕らも、もう本当にたくさん指摘受けております。

東京都議会は木下都議、勧告決議を受けて、そのために委員会を、もう本人が出席する所属する委員会とも開かんとということになったわけです。委員長は共産党の都議団長や。それで、その委員長自らさ、あなたが出席する以上、委員会は開きませんというふうにしたわけですわ。

僕は予算委員会もそうやし、行政常任委員会もそうやけれども、委員長から本人に厳しく指導するということやけれども、それで守られるのかと。僕は守られやんとというふうに思うんですわ。

それで、本人が同席するのは、僕は意見書の問題で意見書に名前、賛同議員で名前連ねると、中世古議員も名前連ねるとのことやったもんで、僕はそういうものと同じに名前連ねることはできませんというふうに申し入れて、それはもう変わりましたけど。ですから、本当にみんなで同席して、こういう議会を続けていくんかということ僕は今問われとるというふうに思うんです。

今回12月議会は、予算委員会も行政常任委員会も委員長の判断というか、正副議長の判断で続けたけれども、僕は、3月議会は予算委員会は本人が出席するなら、果たして開会していいのかどうかということ問われるというふうに議会は思うんです。

それで、泉さんよ、本当にもう自分の存在が、辞職勧告決議を受けて、あんたは粛々と続けるというふうにするけれどもさ、市民の圧倒的多数と議会の総意はさ、もう潔く辞職せないかんと。あんたがおると全体にそういうダメージを与えているということさ、その自覚はさ、できると僕は思うさ。議案書を忘れてきても、持ってこんでも、自分がいかなるダメージをさ、みんなに与えとるか、そこを自覚して、ここはもうこの12月議会で辞職をな、体調も悪いんやろ、辞めたほうがいいというふうに思うんですよ。辞めないかんとというふうに思います。12月を区切りに議長に辞職願を提出してください、それ言うときます。

○浜口一利委員長 中世古委員、今ここで、今結論をというふうなところまで言いませんけれども、戸上委員の言われたというのは全員思っていることなんで、これについては真剣に考えて、自分ができること、できないことについて自身で判断すべき、私はそう思います。

それ以上、またいろいろ議長、各委員長とも相談しながら、皆さん方と一緒に相談しながら、どんなふうが、どんなことが のか、また考えさせていただくということで、この場は終了したいと思います。

それでは、以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして行政常任委員会を散会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時57分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年9月16日

行政常任委員長 浜 口 一 利